

欠 格 条 項 調 書

この調書は、福岡市立学校講師・養護助教諭・事務職員・学校栄養職員及び実習助手（以下、「講師等」という。）の任用にあたり、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する「欠格条項」に該当しないことを確認するものです。

この「欠格条項」に該当する者は、福岡市立学校の講師等となることはできません。

また、講師等として任用された後に「欠格条項」に該当することが判明した場合、任用そのものが無効となります。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられたことがありますか。(執行猶予付きの判決を受けたものを含む。)
- ある ない
- 2 過去3年の間に、懲戒免職又は分限免職等の処分を受けたことにより免許状が失効したこと、又は免許状取り上げの処分を受けたことがありますか。
- ある ない
- 3 福岡市において過去2年の間に懲戒免職の処分を受けたことがありますか。
- ある ない
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことがありますか。
- ある ない

(上記1～4の中に該当する項目がある場合は、その内容を詳しく記入してください。)

免許状の有効性確認

【普通免許状】

令和4年6月30日までに取得した免許状があり、有効期間の更新等を行ったことがある方は、更新証明書等を確認しながら記載してください。 更新等を行ったことがない方は、文科省HPなどを参考に記載してください。（平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を取得した方は、免許状に有効期限が記載されています。）	有効期限		
	年	月	日

※令和4年7月1日以降に取得した免許状のみを所持している方や、免許状更新制対象外の方は、記載不要です。

【臨時免許状】※福岡県教育委員会から授与されたもので、現時点で有効な臨時免許状のみ記載。

臨時免許状の種類	有効期限		
	年	月	日
	年	月	日

(宣 誓)

本書に記載した事項は、真実かつ正確であることを誓います。

また、提示された任用内容について了承しました。

令和 年 月 日

氏 名 (自筆)